

事 務 連 絡
平成29年4月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の周知について

平素より予防接種に係る業務の運用につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する情報提供ネットワークシステムについては、内閣府及び総務省より各都道府県番号制度主管部局長に対して、別添の通知が発出され、運用開始期日、情報連携の対象事務、情報連携の開始手順等が示されたところです。

つきましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区含む）に対し、別添の通知を踏まえ、準備が円滑に実施されるよう周知方お願いいたします。